

北上市生活保護面接相談員設置規則

(設置)

第1条 生活困窮に関する相談に対して、適切な助言及び指導を行うため、北上市生活保護面接相談員（以下「面接相談員」という。）を置く。

(任命)

第2条 面接相談員は、生活保護事務に必要な知識と経験を有する者であつて、相談業務に3年以上従事した経験があるもの又はそれに準ずるもののうちから、市長が任命する。

2 面接相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2に規定する会計年度任用職員とする。

3 面接相談員の任期は、任命の日から同日の属する会計年度の末日までとする。

(職務)

第3条 面接相談員は、次に掲げる職務に従事する。

- (1) 生活保護に関する制度の説明及び必要な助言に関すること。
- (2) 生活保護の申請手続に係る事務処理に関すること。
- (3) その他生活困窮の相談に関すること。

2 面接相談員は、職務を行うに当たっては、福祉事務所長の指揮監督を受けるものとする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。